

総合文化センター等跡地活用基本計画策定支援業務 —公募型プロポーザル実施要領—

1 目的

この要領は、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、市有財産運営の一層の効率化や財政負担を軽減しつつ市有財産の有効な利活用を図るため、施設等の整備・運営・維持管理等に官民連携の導入可能性を調査するとともに、業務の適正かつ効率的運営を確保することを目的に、総合文化センター等跡地活用基本計画策定支援業務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

総合文化センター等跡地活用基本計画策定支援業務

(2) 業務概要

別紙「総合文化センター等跡地活用基本計画策定支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

(4) 委託上限額

29,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 契約方法

契約の締結は、公募型プロポーザル方式により選定された優先交渉権者と本市の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で本業務にかかる委託契約を締結する。

3 選定スケジュール

項目	日程
実施要領の公表(公募開始)	令和7年4月18日(金)
質問書の受付	令和7年4月18日(金)から 令和7年4月28日(月)正午まで
参加申込書等の受付	令和7年4月18日(金)から 令和7年4月28日(月)午後5時まで
質問に対する回答	令和7年5月2日(金)まで(予定)
企画提案書等の受付	令和7年4月18日(金)から 令和7年5月20日(火)午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年6月4日(水)(予定)
審査結果の通知・公表	令和7年6月10日(火)(予定)
契約締結	令和7年6月11日(水)以降

※現時点の予定であり、都合により変更する場合がある。

4 担当部局

- (1) 所在地 〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地
- (2) 担当部署 稲沢市市民福祉部地域協働課 コミュニティグループ
- (3) 電話番号 0587-32-1146 (直通)
- (4) Fax番号 0587-23-1489
- (5) 電子メール chiik@city.inazawa.aichi.jp

5 参加資格

参加者は次に掲げるすべての条件を満たしている単独企業又は複数の企業で構成するグループ企業とする。グループ企業の場合は、代表者企業及び構成員等を明確にするとともに、本市への質疑や書類提出等は代表企業が行うこと。

(1) 資格要件

【単独企業の場合】

- ①過去10年間に国・地方公共団体等において発注された複合公共施設の整備に係る基本計画策定及び導入可能性調査業務（同一業務でなくてもよい）を受託した実績を有すること。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てを受けていないこと。
- ③当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っていないこと。
- ④募集開始時点から優先交渉権者決定通知までの間に、稲沢市入札者心得書第3条による指名停止の期間がないこと。
- ⑤募集開始時より最近2年間に於いて、法人税、本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（徴収猶予を受けている時は滞納していないものとみなす。）
- ⑥稲沢市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員が経営や運営に関与しないこと。
- ⑦本業務を一括再委託しない者であること。
- ⑧手続きに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑨その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

【グループ企業の場合】

- ①代表企業は「単独企業の場合」の①から⑨の要件を満たすこと。
- ②グループ企業の構成員は本プロポーザルにおいて、単独企業として提案しないこと、また、他のグループ企業の構成員とならないこと。

(2) 予定管理技術者等

- ①予定管理技術者又は予定担当技術者に1名以上の技術士（建設部門—都市及び地方計画）の資格保有者が配置されること。
- ②グループ企業の場合、予定管理技術者は代表企業から配置すること。
- ③予定管理技術者と予定担当者技術者の兼務は不可とする。

6 質問の受付及び回答

企画提案書類等提出にあたっての質問がある場合は以下のとおり行うこと。

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（別紙）
- ②提出期間 令和7年4月28日（月）正午まで
- ③提出方法 電子メールとする。訪問、電話等による質問は受け付けない。
メールの件名は「【質問】基本計画プロポーザル」とし、メール本文には会社名、
担当者氏名及び連絡先を記載すること
- ④提出先 「4 担当部局」に同じ。

(2) 質問に対する回答

回答は、令和7年5月2日（金）までに参加申込者全員に電子メールで通知する。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書式により書類を提出すること。

提出書類（提出部数）		内容	様式
1	参加申込書 （正本1部）	様式に従い記載する。	様式第1号
2	グループ企業に関する 調書（正本1部）	グループ企業の場合は提出する。 様式に従い記載する。	様式第1-2号
3	会社概要書 （正本1部、副本5部）	様式に従い記載する。	様式第2号
4	業務実績調書 （正本1部、副本5部）	様式に従い記載する。 最大3件まで記載すること。	様式第3号
5	業務実施体制 （正本1部、副本5部）	様式に従い記載する。 具体的な体制・分担内容を記載すること。	様式第4号
6	予定技術者の経歴 （正本1部、副本5部）	様式に従い記載する。資格及び業務実績の内容 を証明できる資料（特記仕様書、テクリス等） の写しを1部添付すること。	様式第5号
7	暴力団等排除に関する 誓約書（正本1部）	A4版1頁で提出する。	様式第6号
8	納税証明書（正本1部）	消費税及び地方消費税未納がないことの証明 並びに稲沢市税に未納がないことの証明	-

- (2) 提出部数 正本1部、副本5部（上記提出書類3～6）
- (3) 提出期限 令和7年4月28日（月）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出する。

持参の場合は、あらかじめ「4 担当部局」に連絡をして時間調整すること。

(5) 提出場所 「4 担当部局」に同じ。

(6) 事前審査 6社以上の参加申込があった場合は、【別表】評価項目及び評価基準に基づき業務実績及び業務実施体制に係る事前審査を行い、プレゼンテーション審査への参加業者を選定する。事前審査の結果は令和7年5月21日（水）までに電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書式により提案してください。

提出書類		内容	様式
1	企画提案書（実施方針）	本業務に対する実施方針について記載するものとする。また、業務のスケジュールについて、作成項目ごとに示した工程表を作成する。 提案枚数はA3版1枚以内とする。	任意
2	企画提案書	業務提案内容を記載するものとする。提案枚数は、A3版2枚以内とする。 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。	任意
3	見積書	仕様書の項目ごとに経費を計算した内訳書を添付すること。 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。なお、消費税及び地方消費税は10%とする。	様式第7号

(2) 記入方法 提出書類は、A3版（横）とし、記載文字は10ポイント以上で作成すること。（作成済みのパンフレット等を除く。）

(3) 提出部数 6部

(4) 提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時まで（必着）

(5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

持参の場合は、あらかじめ「4 担当部局」に連絡をして時間調整すること。

(6) 提出場所 「4 担当部局」に同じ。

9 審査及び選定方法

企画提案の審査は、本市が設置する審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点の者を第1優先交渉権者とし、時点の者を第2優先交渉権者とする。

(1) 審査方法

- ①企画提案書等の提出書類に基づく書類審査及びプレゼンテーションを実施する。
- ②プレゼンテーションの実施日時及び実施時間は、応募状況を確認後、速やかに電子メールで連絡する。
- ③プレゼンテーションの出席者は、1参加者につき4名以内とする。
- ④プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分の計30分とする。
- ⑤企画提案書等はプロジェクタを使用して投影することが可能。利用を希望する場合は企画提案書類提出時に申し出ること。
- ⑥審査の結果は、決定後速やかに電子メールで通知する。

(2) 審査実施日

令和7年6月4日（水）（予定）

場所・日時については、令和7年5月21日（水）までに電子メールで通知する。

(3) 選定方法等

- ①審査基準は、別表「評価項目及び評価基準」のとおり
- ②審査は、「評価項目及び評価基準」を総合的に勘案し、評価（採点）する。
- ③評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。参加事業者が1者の場合は、全審査委員の合計得点の平均が6割以上である場合に選定するものとする。
- ④評価点が同一の場合には、提出された見積金額が低い参加者を上位とする。

(4) 審査結果の通知・公表

- ①審査結果は参加者に対し、令和7年6月10日（火）（予定）に文書で通知する。
併せて、優先交渉権者を市公式ウェブサイトにおいて公表する。
- ②審査結果に対する一切の問合せ及び異議には応じない。

10 契約

- (1) 審査により選定された優先交渉権者と詳細な業務の内容及び契約条件、仕様について本市と協議・合意したのち委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画提案書の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約金額は、協議により決定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し委託上限額の範囲内で決定する。
- (3) 第1優先交渉権者と市との間で協議が整わなかった場合には、審査結果において第2優先交渉権者と協議を行うこととする。

1 1 失格・無効となる場合

(1) 優先交渉権者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には決定を取り消す。

なお、取消しにより優先交渉権者に損害が生じた場合でも、本市は一切負担をしない。

- ①参加資格要件を偽った場合又は失った場合
- ②企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③稲沢市指名停止取扱要綱第8条に該当する場合

(2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格とする。

- ①企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- ②審査の公平性を害する行為を行った場合
- ③企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- ④見積金額が委託上限額を上回った場合
- ⑤その他本実施要領に違反する等、審査委員が不適格と認めた場合

1 2 企画提案書等の取扱い

- (1) 公募に際して参加者が本市に提出する書類（以下「提出書類」という。）に係る著作権は、それぞれの参加者に帰属し、企画提案書については、著作権保護の観点から稲沢市行政情報公開条例（昭和58年稲沢市条例第16号）第6条第1項第2号に基づき、情報公開の対象から除外するものとして扱う。ただし、契約を締結することになった参加者の企画提案書については本事業の範囲において公表できるものとする。
- (2) 提出書類は、添付書類も含め全て返却しない。
- (3) 提出書類は、市からの指示があった場合を除いて、提出後の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、優先交渉権者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

1 3 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加申込書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- (3) 本公募型プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (4) 本公募型プロポーザルにより知り得た情報は、他者へ漏らしてはならない。
- (5) 参加申込手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第8号）を電子メールにより提出すること。メールの件名は「【辞退届】基本計画プロポーザル」とし、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。

【別表】評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	様式	評価点
業務実績	業務実績	◆業務の遂行が可能と判断できる十分な実績・人材を有しているか。 ◆業務の実施に十分な技術力を有しているか。	2 3	10
	実施体制	◆配置技術者の経験・資格・人数など、業務を遂行する上での確な体制が確保されているか。 ◆業務手順の妥当性、成果品の内容の適正さに係る照査の体制が確保されているか。	4	10
業務実施体制	担当者評価	◆本業務及び提案内容に見合う資格・実績を有する管理技術者及び担当技術者が確保されているか。 ◆履行中の業務の分量・質など本業務の履行に支障がないか。	5	10
企画提案内容	実施方針	◆業務対象地、対象施設の状況を把握し、業務の遂行に伴う課題抽出や対応内容等が具体的かつ適切か。 ◆業務フローやスケジュール、民間事業者の参入可能性等を確認し、高める方法があるか。	任意	20
	業務内容提案	◆基本計画策定に際し、その方法や業務項目ごとの工程やプロセス等が具体的に提案されているか。 ◆業務期間内に起こり得る問題等の整理、またその対策にかかる方法や工程は提案されているか。 ◆民間活力導入の検討・選定にあたり、基本構想の内容を整理した的確な方法となっているか。 ◆サウンディング方法等が具体的かつ現実的な手法となっているか。	任意	40
見積金額		◆見積金額が上限金額を超過もしくは極端に安価でないかなどの妥当性はあるか。	6	10
合計				100